

(別表1)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

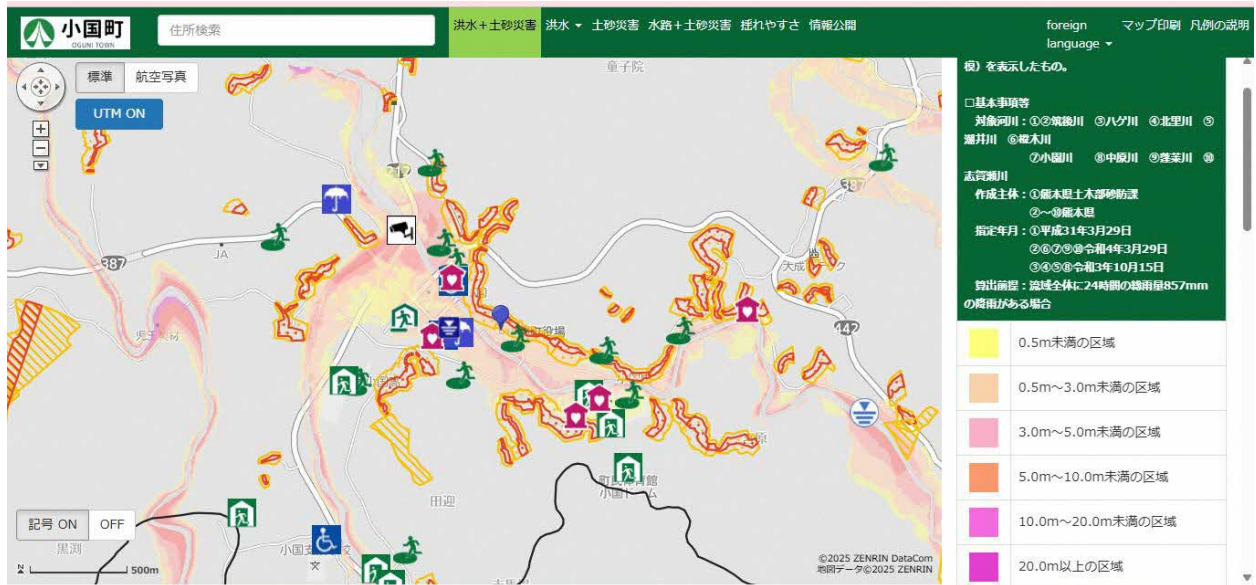
(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

小国町のハザードマップでは、役場を中心とした市街地では洪水・土砂災害の想定は比較的低い一方で、杖立地区は杖立川をはじめとする溪流沿いの山間地に位置するため、浸水や土砂災害の危険性が高いエリアとして示されている。

とくに杖立温泉街は川沿いに旅館が密集しており、災害発生時には観光事業者や小規模事業者への影響が大きく、地域経済への波及が懸念される。

令和2年7月豪雨(2020年7月)では記録的短時間大雨により杖立川が氾濫し、温泉街の旅館・公共施設に浸水・土砂流入の被害が発生しました。多くの旅館が浸水または土砂被害を受け、道路や送電系統にも被害・寸断が生じるなど、町内各所で顕著な被災が確認されている(幸い人的被害は比較的少なかったものの、住家・事業所への被害は深刻)。

小国町防災マップ <https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-01>
[役場周辺マップ抜粋]



[杖立地区抜粋]



小国町総合防災マップ

https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/kurashinoyoho/kurashi_bosai/20026

<https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/hazardmap/map.html?lay=saigai-01>

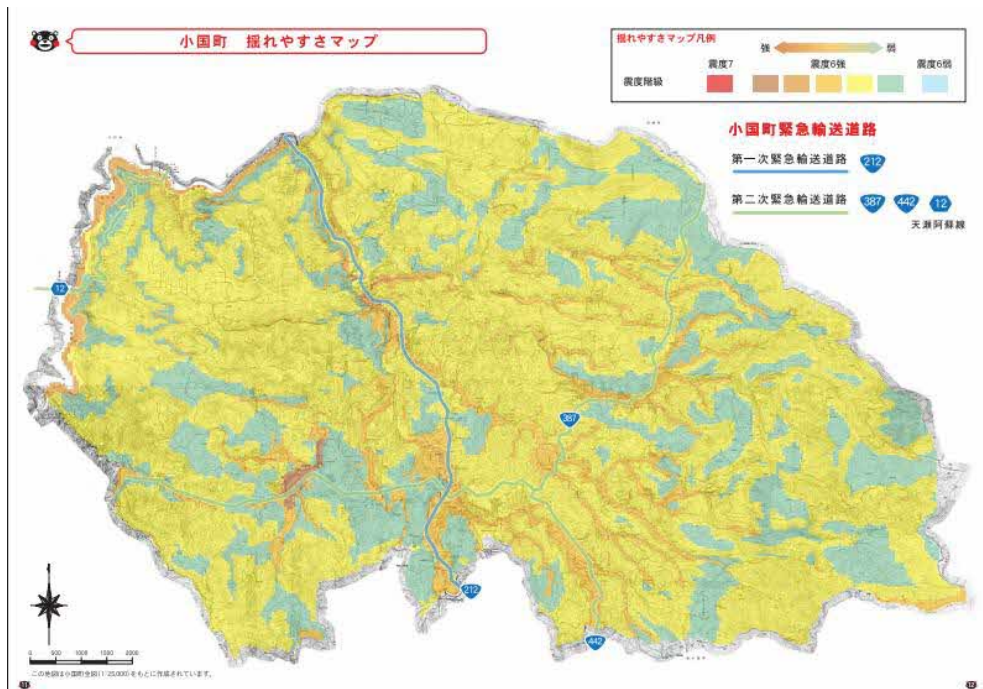
(その他)

小国町（おぐにまち）は、九州のほぼ中央部、熊本県の最北端に位置している。

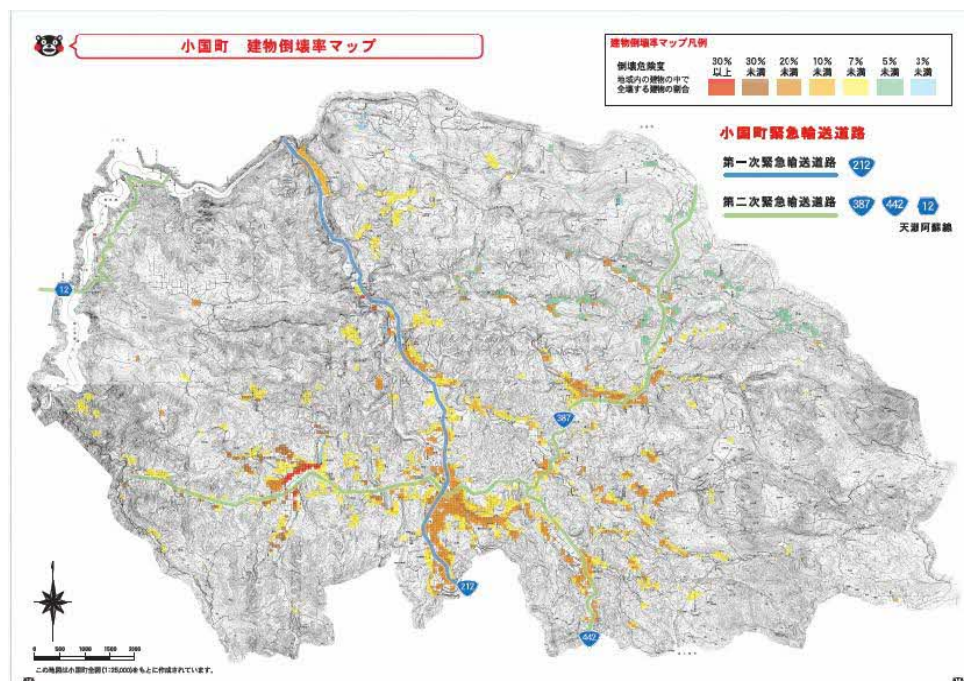
阿蘇外輪山の外側に広がる山間の町で、筑後川の上流域にあたります。東・西・北の三方を大分県、南を南小国町と接しており、九州の山岳地帯の中でも自然豊かな地域です。

町の面積は約 136.9 平方キロメートル（令和 6 年現在）で、そのうち 約 8 割（約 81%）が山林に占められており、残りは農地、居住地、道路、水域などで構成され、典型的な農山村地域となっている。

《小国町 揺れやすさマップ》



《小国町 倒れやすさマップ》



(感染症)

新型インフルエンザは、過去の事例をもとに「10年～40年程度の周期で発生してきた可能性がある」。しかし、次にどのようなウイルスがいつ出現するかを正確に予測することは困難である。

こうした新型ウイルスが出現した場合、多くの人々は免疫を持っていないため、急速な全国的拡大(パンデミック)を引き起こし、広域かつ深刻な健康被害および社会的影響をもたらす恐れがある(医療供給体制の逼迫、社会活動の停滞、物流制約など)。

また、新型インフルエンザに限らず、未知の病原体(新興感染症・変異ウイルスなど)が将来出現する可能性も指摘されている。

したがって、小国町においても、将来の感染症流行に備えて、地域医療・保健体制の強化、住民への正しい知識普及、検査・隔離体制やワクチン接種体制の整備、事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定などが重要であると考えます。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 444
- ・ 小規模事業者数 263

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	56	45	町内に広く分散している
	製造業	40	38	町内に広く分散している
	卸売業	15	5	町内に広く分散している
	小売業	109	54	町内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	102	55	飲食店 町内に広く分散している 宿泊業 杖立川沿いと涌蓋山裾野に多い
	サービス業	84	47	町内に広く分散している
	その他	38	19	町内に広く分散している

『平成26年経済センサス-活動調査』より

(3) これまでの取組

1) 小国町の取組

- ・ 防災計画の策定 避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知
- ・ HP、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供
- ・ 防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄している。
- ・ 防災訓練 各地区や学校にて防災訓練を行っている。
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・ 事業者向けコロナ感染予防対策物品の購入に対する補助を商工会にて実施
- ・ 事業者向けに消毒液を配布

II 課題

(1) 緊急時の対応体制の不備

現在、当商工会では緊急時の対応に関する具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、協力体制の重要性についての認識が不足しています。平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員も十分に確保されていない。

(2) 専門的助言体制の不足

保険・共済に関する専門的な助言を行える経営指導員等の職員が不足しており、事業者への適切なアドバイスが行き届いていない状況。

(3) 地域の災害リスク情報の不足

当商工会の役職員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせておらず、リスク認識が低いことが課題。

(4) 防災備品の備蓄不足

地域内での防災備品の備蓄が不十分であり、災害発生時に迅速な対応が難しい。

(5) 事業継続力強化計画（BCP）の未策定

地区内の小規模事業者における BCP や事業継続力強化計画の策定に対する認識が低く、計画の策定が進んでいない。

(6) 感染症対策の不備

感染症対策において、町内小規模事業者に対する予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出社禁止ルールの導入、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知などが必要。

III 目標

(1) 防災・感染症対策の強化

地域の災害リスクや感染症リスクに関する情報提供を強化し、事前対策の重要性を周知。具体的には、ハザードマップの活用や感染症対策の啓発活動を通じて、地域全体のリスク認識を高める。

(2) 事業継続力強化計画（BCP）の策定支援

地区内小規模事業者に対して、BCP の策定を支援し、災害や感染症発生時における事業継続力の強化を図る。専門家によるセミナーや個別相談を通じて、計画策定の支援を実施。

(3) 防災備品の備蓄と共有体制の構築

防災備品の備蓄を進めるとともに、地域内での共有体制を構築し、災害発生時に迅速かつ効果的な対応ができるようにする。

(4) 専門的助言体制の強化

保険・共済に関する専門的な助言を行える人員の育成や外部専門家との連携を強化し、事業者への適切なアドバイスを提供。

(5) 感染症対策の実施と周知

感染症対策として、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出社禁止ルールの導入、感染拡大時に備えた衛生品の備蓄、保険の必要性の周知。

(独自の取組目標 (セミナー開催回数、事業所BCP策定件数)

※意欲的で必要性の高い事業者を対象としたセミナーを開催してBCP策定支援を行う。

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP策定件数	3	3	5	5	5
セミナー開催件数	2	2	2	2	2

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～ 令和13年3月31日)

1) 事前の対策

令和6年度に小国町が策定した『小国町地域防災計画』に基づき、商工会の防災体制を整備。これにより、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう、計画との整合性を整理する。また、感染症発生時には、国の示す感染症予防マニュアルに基づき応急対策等に取り組める。

- ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回経営指導の強化

巡回経営指導時に、小国町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策 (事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明。

- ・ 情報発信の強化

小国町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を実施。

- ・ BCP策定支援の強化

小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を実施。

- ・ 専門家によるセミナーの実施

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施。

- ・ 最新情報の提供とデマ対策

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知。

- ・ 業種別ガイドラインの遵守

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施。

・感染症対策の支援

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供。

《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP策定件数	3	3	5	5	5
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催件数	2	2	2	2	2

2) 関係団体等との連携

・専門家・組織との連携による普及啓発

熊本県火災共済協同組合や事業継続力強化計画（BCP）作成の専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず町内の小規模事業者全般を対象とした普及啓発セミナーを実施。セミナーでは、災害リスクの理解促進、BCP策定支援、損害保険や共済の活用方法など、実践的な情報提供を実施。

・感染症リスクに対応したリスクファイナンスの周知

生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償保険などの各種保険制度を活用したリスクファイナンス対策の重要性について周知し、事業者が被害リスクに備えるための情報提供を実施。

・最新の行政・専門家情報との連携

保険やBCP策定に関する情報は、国・県の最新ガイドラインや専門家の知見に基づき、日々更新して事業者に提供することで、正確かつ実効性のある対策を支援。

3) フォローアップ及び事業の評価

・年度ごとの協議会開催

毎年度、（仮称）小国町事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会※法定経営指導員の参画を含む、町役場等）を年1回開催し、小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の取組状況を確認し、取組状況の把握だけでなく、改善点や支援ニーズについても協議し、今後の計画に反映させる。

・評価・検証のフィードバック

協議会での評価結果は、商工会役員会へ報告・フィードバックした上で、次年度以降の事業実施方針や支援内容に反映させる。

・情報の公開・周知

評価結果や協議会での取り組み内容は、商工会ホームページや年1回発行の会報に掲載し、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	6	6	10	10	10

※事業者BCP策定1件につき年2件のフォローアップを行う

4) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度6弱の地震、大雨等）が発生したと仮定し、小国町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。小国町が実施する防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内 を目安に、職員の安否を報告します。

LINE・Facebook 等の SNS や、商工会災害状況報告システム

(<https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=43>) を利用し、以下を共有。

- ・職員の安否・業務従事可否
- ・家屋・事業所の被害状況
- ・道路・交通状況
- ・共有された情報は、当会と小国町がリアルタイムで確認・活用

2) 応急対策方針の決定

当会と小国町間で、被害状況・被害規模に応じた応急対応の方針を決定

職員全員が被災した場合など、応急対策が困難な場合の役割分担を事前に決めておく。

大まかな被害状況を確認し、可能な限り 1 日以内 に関係機関・会員事業者へ情報共有する。

3) 感染症発生時の対応

国内で感染症が発生した場合は、職員の体調管理を徹底する。

事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用など標準的感染予防策を実施。

新型インフルエンザ等、感染症対策特別措置法第 32 条に基づく 緊急事態宣言 が発出された場合は、小国町の感染症対応方針に従い、商工会として必要な感染症対策を実施する。

メール・SNS 等 ICT を活用し、会員事業者への状況連絡や支援情報をリアルタイムで提供する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害目安	状態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網の遮断がされており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

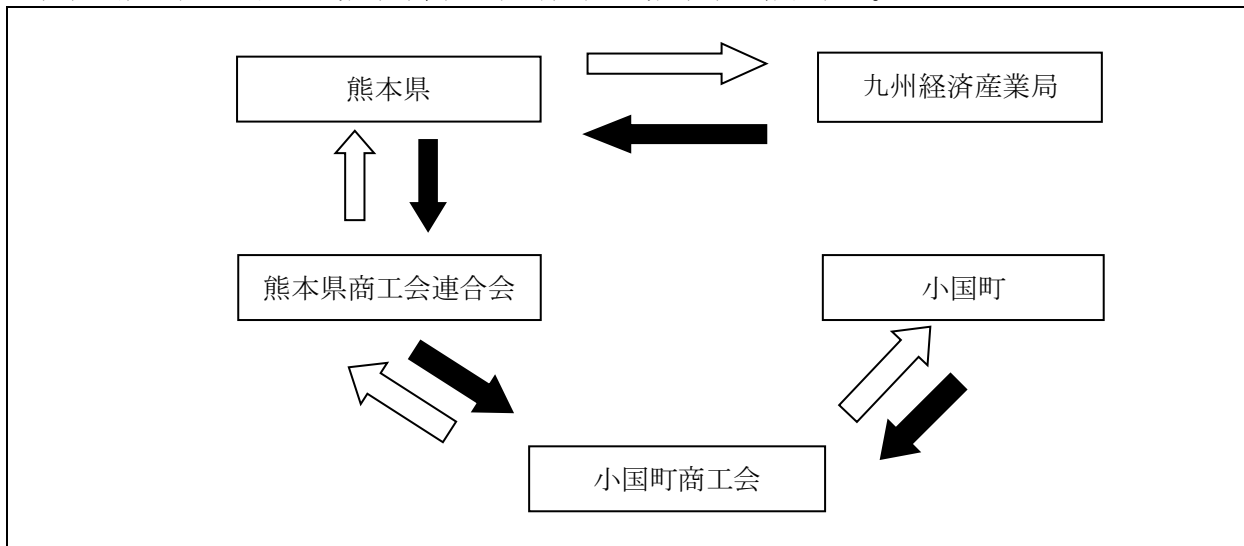
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 4 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・小国町で取りまとめた感染症対策についてのガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を速やかに行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と小国町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を様式①に記載し、熊本県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、小国町と当会が共有した情報を熊本県の指定する方法にて熊本県商工会連合会より熊本県へ報告する。



様式①

令和〇年〇月の〇〇災害に係る被害実態調査									
策定者									
電話番号									
NO	事業所名	住所	業種 *任意	従業員 *任意	被害額 *事業の再建に必要な額、おおよその額	【被害額内訳】千円			
						土地（堆積土砂排除費・整地費）（事業用資産に限る）	建物 *事業用資産に限る	機械設備	商品、原材料、仕掛品等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、小国町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、日本政策金融公庫、くまもと共済と共同で特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県商工会連合会を通じて熊本県等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

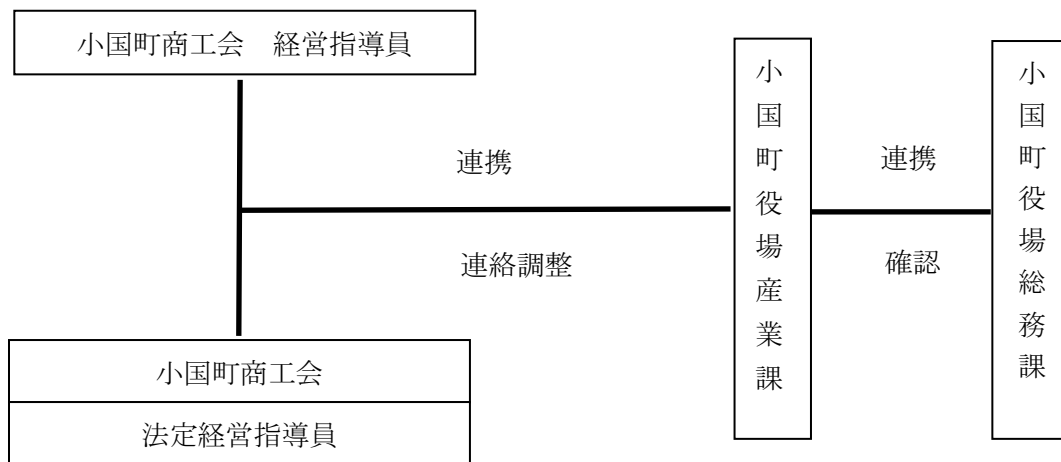
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名

吉村 淳（小国町商工会）（連絡先は後述（3）①参照）

平山厚太（熊本県商工会連合会）（連絡先は後述（3）①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

小国町商工会

〒869-2501 熊本県阿蘇郡小国町宮原 1754-14

電話番号 0967-46-3621 FAX 0967-46-3758

E-mail: oguni@kumashoko.or.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

③ 関係市町村

小国町役場 産業課

〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町宮原 1567-1

Tel：0967-46-2113 Fax：0967-46-2368

E-mail:shoukan@town.kumamoto-oguni.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	25	25	25	25	25
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ②
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等